



島根県報

平成19年 7月31日 (火)
第 1,901 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
補助金等交付規則第 3 条の規定により県民いきいき活動促進事業補助金の交付の 対象等を定める告示	(環境生活総務課)	1
換地計画書の縦覧	(農村整備課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
浸水想定区域の指定	(河川課)	3

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環境生活総務課)	3
----------------------------------	-----------	---

特定調達公告

平成19年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	(道路維持課)	5
-----------------------------	---------	---

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		6
-------------------------------	--	---

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		6
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		7

告 示

島根県告示第628号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年 7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人社団 水澄み会	とびの郷ゆうなぎ居宅介護支援 事業所	浜田市治和町214 - 1	平成19年 8月1日

島根県告示第629号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、県民いきいき活動促進事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成19年 7月31日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

県民いきいき活動促進事業補助金

2 交付の目的

県民いきいき活動を推進し、もって地域の活性化及び地域の自立に資することを目的とする。

3 交付の対象である事業及び経費、交付の率及び限度額並びに補助事業者の範囲

(1) 県民活動支援事業

交付の対象である事業	交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額	補助事業者の範囲
補助事業者自らが実施し、公共性・公益性が高く地域社会への貢献が期待されるもので、既存制度での対応が困難なもの	補助事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料（備品のリース料を含む。）、賃金（講師謝金、アルバイト等賃金）その他知事が認めるもの	交付の対象である経費の10分の10以内	1事業につき1,000,000円以内	特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体等のグループ

(2) NPO法人自主活動強化支援事業

交付の対象である事業	交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額	補助事業者の範囲
補助事業者自らが実施し、公共性・公益性が高く地域社会への貢献が期待されるもので、創意工夫が凝らされNPO活動の基盤強化に資するもの	補助事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料（備品のリース料を含む。）、賃金（講師謝金、アルバイト等賃金）、備品購入費その他知事が認めるもの	交付の対象である経費の10分の10以内	1事業につき5,000,000円以内	特定非営利活動法人（設立認証のため公告縦覧手続中の団体を含む。）

4 その他

補助金交付団体は、公開審査会で申請内容を審査のうえ決定するものとする。

島根県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（津和野）地区市尾工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年7月31日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年7月31日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

島根県告示第631号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	木次直江停車場線	簸川郡斐川町大字神氷1265番1地先から同町大字上直江981番13地先まで	前	メートル 6.00～ 30.00	メートル 2,891.01	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ B区間の延伸	
		簸川郡斐川町大字神氷1265番1地先から同町大字富村421番1先まで		B	12.00～ 37.00		2,021.00
		簸川郡斐川町大字神氷1265番1地先から同町大字上直江981番13地先まで	後	A	6.00～ 30.00		2,891.01
				B	5.30～ 41.00		6,492.70
"	東仙道津田停車場線	益田市美都町小原882番1地先から同1493番1地先まで	前	60.00～ 66.00	49.60	益田県土整備事務所 道路改良工事 不用物件発生 事業用地と交換	
			後	47.00～ 66.00	49.60		

島根県告示第632号

一級河川斐伊川水系意宇川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 3 項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び松江県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 7 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年 7 月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 古代出雲歴史博ボランティアスタッフの会

3 代表者の名前

新宮基弘

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市大社町杵築東99番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、全国に誇る島根の特色ある歴史と文化を一堂に展示し、県内外に広くこれを紹介する島根県立古代出雲歴史博物館の設立の意義に共感して、博物館の利用者により深く島根の歴史と文化を理解していただくための学習及び交流の機会を提供し、郷土に対する誇りの醸成と地域の活性化を図り、もって教養の向上及び文化の発展並びに歴史的な特性を生かした新たな地域文化・社会の創造に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同法第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった日

平成19年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興二十一

3 代表者の氏名

安井 清

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市矢野町999番地

5 定款に記載された目的

この法人は、出雲市民をはじめ、島根県民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、もって市民をはじめ、県民の健康の増進・体力の向上・スポーツ文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）第 9 条の規定により公示する。

平成19年 7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称、配車先及び数量

- (1) 除雪グレーダ（3.1m級）、1 台、雲南県土整備事務所
- (2) 除雪ドーザ（11 t 級）、1 台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- (3) ローター除雪車（2.2m級）、1 台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- (4) 凍結防止剤散布車（3 t 級、2.5m³）、1 台、益田県土整備事務所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町 8 番地

3 落札者を決定した日

- (1) 平成19年 7月13日
- (2) 平成19年 7月13日
- (3) 平成19年 7月13日
- (4) 平成19年 7月13日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 西日本キャタピラー三菱建機販売株式会社山陰本店 島根県安来市今津町660 - 1
- (2) 中国 T C M株式会社山陰支店松江営業所 島根県八束郡東出雲町大字錦浜583 - 33
- (3) 中国 T C M株式会社山陰支店松江営業所 島根県八束郡東出雲町大字錦浜583 - 33
- (4) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81 - 10

5 落札金額

- (1) 13,020,000円
- (2) 10,290,000円
- (3) 25,179,000円
- (4) 13,965,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札
- (4) 一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成19年 6月 1日

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第20号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第29条の11中「次の各号に掲げるもの」を「自動車（同号に規定する自動車をいう。）その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、各号を削る。

第29条の13の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他県教育委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に、「支給期間」を「支給単位期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他県教育委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の11中「次の各号に掲げるもの」を「自動車（同号に規定する自動車をいう。）その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、各号を削る。

第12条の12の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、平成19年 8月 1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第18号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第14条の 2」に、「第17条」を「第17条の 2」に、「第41条」を「第52条」に改める。

第 6 条第 2 項中「当って」を「当たって」に改める。

第36条の 6 中「。以下同じ）」を「。以下同じ。）」に改める。

第36条の11中「次の各号に掲げるもの」を「自動車（同号に規定する自動車をいう。）その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、各号を削る。

第36条の12の 3 第 2 項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「、離職をすること、長期間の研修等のために旅行すること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

第36条の18第 3 項第 2 号中「規定にする」を「規定する」に改める。

第41条第 4 項第 6 号中「勤務期間」を「勤務時間」に改める。

別表第10中「職員の休日及び休暇条例第 6 条又は」、「職員の休日及び休暇条例第 7 条又は」及び「職員の休日及び休暇条例第12条又は」を削る。

附 則

この規則は、平成19年 8月 1日から施行する。

